3 分割・変更・補正却下に基づく新出願

3.1 分割出願

分割出願の願書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第３＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－Ｃ
【特記事項】　意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
　【出願日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明3.1.1　記録項目の概要

分割出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、➔「説明1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【特記事項】	・　【整理番号】の欄の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 　　【出願番号】 　　【出願日】	・　【意匠に係る物品】の欄の上に、【原出願の表示】の欄を設け【出願番号】には「意願○○○○－○○○○○○」、【出願日】には「令和○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び出願日を記録してください。 ・　ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の出願日を記録し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録してください。この場合、【出願番号】の欄は記録する必要はありません。 　また、もとの出願が国際意匠登録出願であって、出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記録し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記録し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録番号DM／○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記録してください。この場合も【出願番号】の欄は記録する必要はありません。

説明3.1.2　記録項目及び記録内容の注意点

分割出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他の項目は、➔「説明1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

項　目　又　は　内　容	注　意　点
平成１０年改正前意匠法が適用される意匠登録出願の分割出願の場合	・　平成１０年改正前意匠法が適用される出願を原出願とする分割出願の場合は、【特記事項】の欄の記載を「平成１０年改正前意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願」としてください。また、【原出願の表示】の欄の【出願番号】は「平成○○年意匠登録願第○○○○○○号」のように記録してください。
関連意匠登録出願の分割出願の場合	・　【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 ・　項目の並び順は次のようになります。 　　【あて先】 　　【本意匠の表示】 　　【原出願の表示】

項 目 又 は 内 容	注 意 点
【原出願の表示】の欄の【出願日】が平成３１年４月３０日以前の日付で、物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願の分割出願の場合	・ 【原出願の表示】の欄は、【部分意匠】の欄の上に設けてください。 ・ 項目の並び順は次のようになります。 【あて先】 【原出願の表示】 【部分意匠】 【意匠に係る物品】
代理権の証明について	・ 分割出願の代理人ともとの出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要になります。 ・ もとの出願の代理人が分割出願の手続を行う場合、もとの出願に提出した委任状（写しを含む）を援用するときは、当該委任状に分割出願に関する代理権の証明を要する手続について委任する旨の言及がなければ、委任状の援用省略は認められません。 ・ 代理権を証明する書面の提出については、➔「説明 3.2.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.50]の【提出物件の目録】の注意点を参照してください。

注１） 遡及が認められたもとの出願の出願日が意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令（平成３１年経済産業省令第４９号）施行前（平成３１年４月３０日以前）である場合には、改正前の意匠法施行規則が適用されます。

3.2 変更出願

変更出願の願書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第４＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－Ｇ
【特記事項】　意匠法第１３条第２項の規定による意匠登録出願
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官殿
【原出願の表示】
　【出願番号】　実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
　【出願日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明3.2.1　記録項目の概要

変更出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、➔「説明1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【特記事項】	・　実用新案登録出願から意匠登録出願への出願の変更をするときは、【整理番号】の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第１３条第２項の規定による意匠登録出願」と記録してください。 ・　特許出願から意匠登録出願への出願の変更をするときは、【特記事項】の欄に「意匠法第１３条第１項の規定による意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【出願日】	・　実用新案登録出願からの出願の変更をするときは、【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、【出願日】には「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のようにもとの実用新案登録出願の出願番号及び出願日を記録してください。 ・　特許出願からの出願の変更をするときは、【出願番号】には「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」、【出願日】には「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のようにもとの特許出願の出願番号及び出願日を記録してください。 ・　ただし、もとの出願の出願番号が通知されていないときは、実用新案登録出願からの出願の変更をするときは、【出願日】には「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の出願日を記録し、【出願日】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録し、また、特許出願からの出願の変更をするときは、【出願日】には「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の特許願」のようにもとの特許出願の出願日を記録し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けてもとの出願の願書に記録した整理番号を記録してください。

説明 3.2.2　記録項目及び記録内容の注意点

変更出願の願書作成上の注意点は、次のとおりです。その他の項目は➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

項　目　又　は　内　容	注　意　点
関連意匠登録出願の変更出願の場合	・　【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 ・　項目の並び順は次のようになります。 【あて先】 【本意匠の表示】 【原出願の表示】
【提出物件の目録】 【物件名】	・　変更出願に際しては代理権の証明が必要です。 ・　包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記録します。なお、２以上の包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【提出物件の目録】 【包括委任状番号】○○○○○○○ 【包括委任状番号】○○○○○○○ ・　他の出願について提出した委任状（写しを含む）を援用するときは、次のように記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】　　委任状　1 【援用の表示】意願○○○○－○○○○○○ ・　委任状（写しを含む）そのものはオンライン出願手続時には提出できませんので、【提出物件の目録】の欄は記録しないでください。委任状（写しを含む）は、出願の日から３日以内に書面又は電子特殊申請の手続により「手続補足書」に添付して提出しなければなりません。（➔「8.2 証明書等の物件の提出に係る手続補足書」[p.92]を参照）

注１）　遡及が認められたもとの出願の出願日が意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令（平成３１年経済産業省令第４９号）施行前（平成３１年４月３０日以前）である場合には、改正前の意匠法施行規則が適用されます。

注２）　経済安全保障推進法第７０条第１項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第７７条第２項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、意匠法第１３条第１項に規定する意匠登録出願に変更することはできません。（経済安全保障推進法７２条２項）

3.3 補正却下に基づく新出願

補正却下に基づく新出願の願書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第５＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　２９－Ａ－３－Ｉ
【特記事項】　意匠法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
　【手続補正書提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明3.3.1　記録項目の概要

補正却下に基づく新出願の願書記録項目は、「【特記事項】」及び「【原出願の表示】」の欄以外は、➔「説明1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【特記事項】	・　【整理番号】の次に【特記事項】の欄を設けて、「意匠法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願」と記録してください。
【原出願の表示】 【出願番号】 【手続補正書提出日】	・　【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「意願○○○○－○○○○○○」、【手続補正書提出日】には「令和○○年○○月○○日」のように、もとの出願の出願番号及び却下された補正についての手続補正書の提出日を記録してください。
【提出物件の目録】 【物件名】 【援用の表示】	・　意匠法施行規則第９条第３項の規定により図面（手続補正書に添付した図面を含む。）が変更を要しないときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、「図面」、「写真」等と記録し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録してください。

説明3.3.2　記録項目及び記録内容の注意点

補正却下後の新出願の願書記載の注意点は、次のとおりです。その他の項目は➔「説明1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

項　目　又　は　内　容	注　意　点
関連意匠登録出願の補正却下に基づく新出願の場合	・　【原出願の表示】の欄は、【本意匠の表示】の欄の次に設けてください。 ・　項目の並びは次のようになります。 【あて先】 【本意匠の表示】 【原出願の表示】
【原出願の表示】の欄の【補正書提出日】が平成３１年４月３０日以前の物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願の補正却下に基づく新出願の場合	・　【原出願の表示】の欄は、【部分意匠】の欄の上に設けてください。 【あて先】 【原出願の表示】 【部分意匠】 【意匠に係る物品】
代理権の証明について	・　補正却下に基づく新出願の代理人ともとの出願の代理人が相違する場合は、代理権の証明が必要になります。 ・　代理権を証明する書面の提出については、➔「説明3.2.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.50]の【提出物件の目録】の注意点を参照してください。

補正却下に基づく新出願については、意匠法第１７条の３第１項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、平成１８年改正法が適用されます。

また、遡及が認められたもとの出願の出願日が意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令（平成３１年経済産業省令第４９号）施行前（平成３１年４月３０日以前）である場合には、改正前の意匠法施行規則が適用されます。

3.4 書面で出願する場合の注意事項

説明 3.4.1 記載項目の概要

分割出願、変更出願及び補正却下に基づく新出願を書面の提出により行う場合の願書に記載すべき主な項目の概要は、➔「説明 1.7.1 記載項目の概要」[p.23]及びそれぞれの願書記載項目の説明（「説明 3.1.1 記録項目の概要」[p.46]、「説明 3.2.1 記録項目の概要」[p.49]、「説明 3.3.1 記録項目の概要」[p. 52]）と同様です。

説明 3.4.2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、「説明 1.7.2 記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]及びそれぞれの注意点の説明（「説明 3.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.46]、「説明 3.2.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.50]、「説明 3.3.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.52]）と同様です。

3.5 出願の種類を特定する「特記事項」一覧

願書の【特記事項】の欄に記録（記載）することができる出願の種類を特定する文言の一覧は次の通りです。

項番	特記事項の文言	出願の種類
1	意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願	分割出願（新）
2	意匠法第１３条第１項の規定による意匠登録出願	変更出願（新特→新意）
3	意匠法第１３条第２項の規定による意匠登録出願	変更出願（新実→新意）
4	意匠法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）
5	意匠法第５０条第１項において準用する同法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）（審判）
6	意匠法第５７条第１項において準用する同法第５０条第１項において準用する同法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（新）（再審）
7	意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願	新規性喪失の例外適用
8	平成１０年改正前意匠法第１０条の２第１項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意→旧意）
9	平成１０年改正前意匠法第１１条第１項の規定による意匠登録出願	分割出願（旧意、組物の分割）
10	平成１０年改正前意匠法第１２条第１項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧類似→旧独立）
11	平成１０年改正前意匠法第１２条第２項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧独立→旧類似）
12	平成１０年改正前意匠法第１３条第１項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧特→旧意）
13	平成１０年改正前意匠法第１３条第２項の規定による意匠登録出願	変更出願（旧実→旧意）
14	平成１０年改正前意匠法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）
15	平成１０年改正前意匠法第５０条第１項において準用する同法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）（審判）
16	平成１０年改正前意匠法第５７条第１項において準用する同法第５０条第１項において準用する同法第１７条の３第１項に規定する意匠登録出願	補正却下に基づく新出願（旧）（再審）

旧：平成１０年までの出願及び平成１１年以降の出願であって旧意匠法の適用を受ける出願
新：平成１１年以降の出願であって平成１０年及び平成１８年改正意匠法の適用を受ける出願
（特実の新旧は　新：平成１１年以降の出願　旧：平成１０年までの出願）